

平成27年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会要旨

日 時 平成28年2月15日(月) 午後1時00分～午後2時00分

場 所 弘前市役所2階特別会議室

出席委員 奥寺開繁(副会長)、下山清司、溝江義孝、大友泰祐(大水直樹委員代理)、
福田剛志、加藤和憲(浅利洋信委員代理)

欠席委員 小川幸裕(会長)

出席団体 特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会、特定非営利活動法人 銀河、
特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり

事務局 健康福祉部理事兼福祉事務所長 竹内守康、介護福祉課長 須藤悟、
介護福祉課長補佐 奈良岡直人、介護事業係長 山谷互、介護事業係主査 廣田洋平、
介護事業係主事 渡邊幹人、福祉政策課長 赤石仁、福祉政策課長補佐 三上誠、
障がい福祉係長 石澤容子

案件①更新登録申請団体に関する協議について

○介護福祉課介護事業係 山谷係長が案件(1)について説明

発言者	内 容
奥寺副会長	只今の事務局からの説明に対し、質問・意見等ありましたらお願いします。
下山委員	運行管理についてまず伺います。 3事業所の方、運行前の点呼並びに整備について、どのような形で管理しているのかお聞きします。
光の岬福祉研究会	私共の事業所では、毎朝必ず顔を合わせて点呼をしております。車両に関しては、ウィンカー、ヘッドライト、ブレーキランプなどを目視で確認しております。走行に関しても、事業所を出発してどこに行ったか、走行時間、走行距離を記録しております。
銀河	私共の事業所でも、朝、必ず運転者と顔を合わせて健康状態の把握をしております。整備に関しては、故障箇所などの確認は必ず行っております。運行終了後は走行距離などを記録し、保管しております。
ケアサポートひまわり	車両の点検に関しては、使う日の前の時間に、運転者が全部確認して出発しております。出発時間、到着時間、場所を記録しています。健康状態については顔を合わせて確認をしております。
下山委員	今日は運輸局の方も来ていますので、今の事業所の説明について意見を伺いたいと思います。
大友委員	運行管理についてということですが、資料に「安全な運転のための確認票」、「乗務記録」などの参考様式をお示ししています。これらに基づき、運行開始前の運転者の健康状態やアルコールのチェック、乗務記録については、乗られた方のお名前、出発地、目的地、目的地までの時間、収受した対価などを記録するようになりたいと思います。 法律的には、一定台数以上の車両がある場合、資格を有する者を運行管理の責任者に選任することという決まりがありますが、その他にも安全な運転のための確認や乗務記録をきちんと記録をしていただくということが事業者の方に義務付けられていますので、よろしくお願いします。
下山委員	運行前点検・整備をきちんとしなければ、重大事故が起きてからでは遅いので伺いました。 資料では片道20km弱の所があります。朝早くから本当に大変だと思います。本当に敬意を表します。

下山委員	障害児を対象とする送迎は、供給過多であっても必要だと思うのですが、一般の要介護者7名を対象とする送迎については、対価が10分ごとに100円という料金設定が採られています。あまりにも安価すぎるのではないのでしょうか。皆さん方はいかがでしょうか。
福田委員	たしかに10分ごとに100円というのは非常に安いように感じますけれども、利用者が限定されているということと、それを売りにして営業活動は行っていないと思いますので、致し方ないところではないかと思えます。
事務局	ケアサポートひまわりにつきましては、新規登録の際にも安すぎるのではないかという意見がございまして、この件につきましては、対象者が有料老人ホーム入居者7名のうち、実際に利用している方が2名というごく限られた方でありますので、必要性を認めていただいたという経緯がございまして。
下山委員	2年前の資料を見ると、対象者が7名です。内訳は要介護2の方が2名、要介護3の方が1名、要介護4、5が2名ずつで計7名でした。今回の対象者は要支援1、2が2名、要介護1～3の方が4名、要介護5の方が1名です。訪問介護事業所では、要支援の方は通院等乗降介助が使えなくなるという厳しいものになりましたよね。それも鑑みていかなものかと思えますが。
須藤介護福祉課長	福祉有償運送では、要介護度に関する細かい規定はありませんが、入所施設については要介護3以上が対象という決まりがあります。今後もそのような決まりはいろんな形で出てくるとは思います。その際にはそれぞれの事業所に内容をお伝えして、運用に誤りの無いようにしていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。
下山委員	対価というのはタクシーの半額くらいが目途であって、タクシーの8分の1、12分の1の運賃も出てきていますが、これはどうなのでしょう。このことによって事故など、国民の生活を脅かすようなこと、安心安全を脅かすようなことに繋がっていくのではないかと非常に危惧いたしますが、このままの対価でよろしいのでしょうか。
須藤介護福祉課長	2年前の申請時にもご説明しましたように、限定された人員に対する輸送だということでご了承を得ておりましたので、今回も、金額的には2年前とは変わってございません。現状でも利用者は2名という状態でありますので、私どもでは必要性を認めることで考えてございまして。今後、ずっとこのままの金額でいくのかはまた別問題でありますが、今回の更新についてはこの金額で必要性を認めていきたいと考えております。
大友委員	対価の考え方についてのご質問でございまして、旅客から収受する対価につきましては、タクシーの運賃の1/2の範囲内であることという、おおむねの基準はありますけれども、会議の中で、地域の中の委員の方で合意が調ったものであれば、ある程度柔軟な形で設定することができます。 自家用有償運送の対価は、基本的には営利目的ではなくて、実費の範囲でやっていただくということが一つと、あくまでもボランティアの延長線上でやっていただくということですから、必要以上に価格が安いことを煽って会員の募集をしてはならないということとなっております。
須藤介護福祉課長	今のお話にもあったとおり、価格が安いことを謳い文句にして人を勧誘していないということを確認しておりますので、金額的には非常に安い金額ではありますが、ボランティアの延長で行っているということで、委員の皆様にはご了承いただければと思っております。

採決がとられ、3団体の更新登録について可決された。